

EU 域内資本市場の形成と会計基準の コンバージェンス

小津稚加子

九州大学大学院

要 旨

本稿では、分析者の視点を EU 域内に置いたうえで、(1)会計基準のコンバージェンスの現在の均衡点を示し、そして、(2)この均衡点が将来どのように変化するか予測を試みる。最初に EC 理事会会社法指令を概観し、法的な展開による調和化のみではグローバル会計基準の進展に歩調を合わせられなくなった状況を確認する。さらに、研究者が行った差異分析（報告利益の差異、規定の形式的な差異）に注目し、なお残る差異領域を指摘する。EU は「IAS 規則」の導入によって、調和化から統合化への一層の飛躍と、差異の縮小を解決し、EU 単一市場の形成に近づいたことを示す。

結果的には、EU を国際舞台でのポジション獲得に導いた IFRS の受入れを、域内会計規制の発展過程のなかで再整理し、同時にコンバージェンスに至る背景で、研究者が持ち続けた問題意識を探りながら、本稿の目的を達成する。しかし、非公開企業および拡大 EU 諸国を視野に入れてみると内在化していた問題が指摘できる。こうした観点から、EU が想定しているコンバージェンスの姿を描き、論点を明らかにする。

1. はじめに

会計基準のコンバージェンス問題は、日米欧（EU）の三極体制のなかで進行し、政治的レベル・技術的レベルという二層において展開している。本稿では、EUの動向が将来のコンバージェンスの成り行きを方向づけるという認識にたち、同時に、IAS/IFRS（以下、IFRS）の受入れを決断したEUの挑戦がどのように収束しそうかという関心にもとづき、EUを観察する。

ところでDeloitte（2005, pp.10-13）¹⁾は、IFRSの受入れについて、全上場企業に適用が65ヶ国（52.0%）、特定の国内企業に適用が6ヶ国（4.8%）、許容が20ヶ国（16.0%）、認めないが34ヶ国（27.2%）と報告しており、IFRSの普及が確認できる。しかし注意深くみると、米国および日本といった巨大資本市場を有する諸国はIFRSを認めない国に分類されており、仮に上場企業数、株式時価総額といった別の指標を考慮すればIFRSの受入実態は異なる状態となろう。また、EUは「EUによって修正されたIFRS」²⁾を使用している点に注意を要する³⁾。

以上のような現状認識にもとづき、本稿ではEUが単一資本市場の形成過程で急速にIFRS受入れに転回した背景について論じる。結果的にはEUを国際舞台でのポジション獲得に導いたIFRSの受入れを、域内会計規制の発展過程のなかで再整理することからはじめ、会計基準のコンバージェンスの現時

点での均衡点を示す。さらに、この均衡点が将来どのように変化しうるか予測を試みる。そして、連結・個別財務諸表、資本市場・非資本市場指向型企業に類別してみると、拡大EUは個別財務諸表と非公開企業という空白領域を抱えることになり、この状態が将来のEUの会計基準設計において重要な課題となりうることを指摘する。

2. 域内資本市場の形成と会計調和化

人、サービス、資本の域内での自由な移動を実現するというEECの目標達成は、域内資本市場形成の出発点であった。企業の「居住の自由」に対する制限を撤廃するために、「(…)理事会は、(…)経済社会評議会と協議の後、加盟国に対し指令を發布する」(ローマ条約第3部第3編第2章第54条第2項)ことを規定している。

指令は、企業活動を規制する加盟国法規を調整するために公布され、加盟国に対する命令であった。会社法指令は、黒田（1988, p. 154）⁴⁾によれば2群に大別することができ、ひとつは会社法の主流事項を対象とする指令群、もうひとつは会計事項指令群である。後者は、第4号、第7号、第8号指令である(図表1参照)。

しかし、第4号・第7号指令が加盟各国で国内法化されるまでの対応はさまざまであり、国によっては極めて長い時間を要したと言わ

¹⁾ 調査対象は125ヶ国。

²⁾ EU企業の会計方針の記述例を示す。Vodafone Group：“…adopted for use in the EU.” Michline Group：“…IFRS as adopted by the EU.” Telefonica Group：“…IFRS endorsed by the EU.” いずれも2006年のアニュアル・レポートを参照した。

³⁾ 詳しくは、辻山（2006, p. 8）を参照。

⁴⁾ 1987年5月までに制定された指令を対象としている。

図表 1 理事会会社法指令

| | | |
|---------|---------------------------------|---------------------------|
| 第 4 号指令 | 「資本会社の年度計算書類」 | 1978 年 7 月理事会制定 |
| 第 7 号指令 | 「連結計算書類」 | 1983 年 6 月理事会制定 |
| 第 8 号指令 | 「年度計算書類・連結計算書類の法定監査人の資格」 | 1984 年 4 月理事会制定 |
| IAS 規則 | 「国際会計基準の適用に関する規則」 | 2002 年 6 月欧州議会および欧州理事会制定 |
| 目論見書指令 | 「上場・起債企業の目論見書に関する指令」 | 2003 年 11 月欧州議会および欧州理事会制定 |
| 透明性指令 | 「上場・起債企業の情報に関する透明性要求の調和化に関する指令」 | 2004 年 12 月欧州議会および欧州理事会制定 |

(注)1986年に銀行および金融機関の年次報告書および連結報告書指令が、1991年に保険会社の年次報告書および連結報告書指令が制定されている。

れている（例えば、Alexander and Nobes (1994, Chapter 4)）。

国内法化にむけた手続きの観点からは、次のような指摘もできる。ローマ条約（189条）は達成すべき結果ないし目標について加盟国を拘束するが、実現するための方式、手段は加盟国の国内機関の権限に委ねていたため、加盟各国に裁量の余地を与えていた、というものである。そもそも第4号指令の前文（「目標」）によれば、「株式会社、有限会社に相当する会社が作成する個別財務諸表の情報の比較可能性（(仏) comparabilité, (英) comparability）と同質性（(仏) équivalence, (英) equivalence）を確保するため、その様式、内容、評価方法に関する加盟国の法規を調整（(仏) coordination, (英) coordination）する」ことにあり、法の統一化を目標としていたのではない。そして、加盟各国の国内法規の歴史性や存在理由が保証されていることは、ローマ条約189条が規定する介入方式によって明らかである。

以上を要約しよう。理事会会社法指令という規制の手段によって、国内法規を改訂、新設し、加盟国は規定された内容に強制力を与える義務があった。そして、EC加盟諸国の会計規制が指令を通じて、財務諸表の比較可

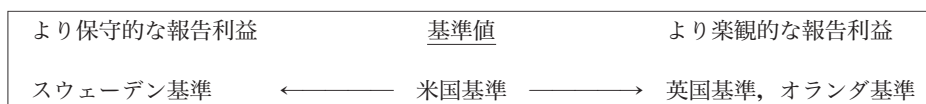
能性・同等性確保を目標として制度の「調和化」をめざしていた。一方で、加盟国選択権も容認されており、柔軟な会計処理が許容されていた。

しかし、マーストリヒト条約（1992年2月7日調印）では、189b条および189c条において、欧州議会により強い権限を与えるよう改訂された。そして会計規制面での変化が2002年に起こる。「(…) 会社法指令第4号および第7号で規定された報告要求は、すべてのEUの公開企業の財務報告について高水準の透明性と比較可能性を保証することはできない。そして、高水準の透明性と比較可能性は統合された資本市場が、効果的に、円滑に、効率的に機能するために必要な条件である。(…)」(IAS規則パラグラフ(3))とされ、IFRSの導入が欧州議会によって決定される。

3. 差異についての研究

前節でみたように、EU域内の地域型基準統合化からIFRS受入れを決定したグローバル市場型基準統合化に至る過程で会社法指令による地域内調整が試みられたことが明らかになった。理事会会社法指令がめざした域

図表2 報告利益の乖離 (Weetman and Gray (1991))



内諸国の会計情報の同質性は達成されたのだろうか。

前節で指摘した、加盟国に委ねられた柔軟な会計処理に関連して Nobes (1990) は、理事会会社法指令第7号の「選択処理」は総計51ヶ所あると論じた。会社法指令のすべてのありうる選択処理を考慮し、連結財務諸表を作成すると、2000兆個の異なる企業報告書が作成可能だとも指摘した。僅かな処理の違いも含めた計算とはいえ、差異の多さを印象付ける。

また、Nobes は、主に欧州主要国（および米国と日本）の会計規制を特徴付ける要素にもとづいて分類を行い、各国の会計規制のルーツを樹形図を描いて示した。Nobes は欧州各国の会計規制の差異を明示的に示したわけだが、彼の問題意識の根底には会計調和化を目的としたときの各国会計規制間の「距離」の把握にあった。

(1) Gray らの差異の分析指数

こうした研究は、Gray を刺激した。Gray は、記述論者が展開した欧州各国の会計規制の性質に大きな隔たりがあるという論調を受けて、各国規制に準拠して算定された利益額に対する包括的な影響を測定しようとした

(Gray(1980)⁵⁾。Gray (1980) は、さらに Weetman and Gray (1990) および Weetman and Gray (1991) で分析対象を拡張した⁶⁾。分析結果は、米国の公表利益を基準値として、スウェーデンはより保守的な利益額を公表し、英国とオランダはさほど保守的ではないと結論された(図表2参照)。各国会計規制の体系的なパターンを示すには十分でないとしながらも、少なくとも米国と英国の報告利益に差異があることを示した点で意義がある。Gray (1980) で「保守主義指数」と命名された公式は、Weetman et al. (1998) では欧州企業の財務諸表数値の比較可能性を測定する「総合比較指数」と「部分比較指数」に展開される。

(2) Cairns と Nobes の研究：英国基準とIASの差異

差異に関する別の興味深い指摘は、英国の研究者から示された。IASBの事務局長を務めた David Cairn氏と前出の Nobes 教授は、2000年11月における、IASB基準と英国基準の27項目を対比させ、下記の3つのカテゴリーに分類した(Cairns and Nobes (2000), Flower (2004, pp.178-188)を参照)。規定を逐一对照させた結果、カテゴリー

⁵⁾ フランス、西ドイツ、英国の1972年から1975年の、合計288個の公表利益額を使用して、利益額に対する包括的な影響を測定した。公表利益額の差を比較する測定式(「保守主義指標」)を用い、対象企業の開示行動を、悲観的、中立的、楽観的に分類し、全般的には、フランス・西ドイツと英国の違い(前者は後者より保守的な利益開示を行う)を示した。

⁶⁾ 米国SECに提出する様式20-Fに表示されたデータを利用する。様式20-Fの提出が要求されない場合には、分析対象に含めることはできない。

図表 3 IASB 基準と英国基準の対比のための 3つのカテゴリー (Cairns and Nobes (2000))

| | | |
|---------|------------|---|
| カテゴリー A | 強制規定の不一致 | 一貫性を保たない規定群。IASB 基準を遵守すれば英国基準を満たさず、反対に、英国基準に遵守すれば IASB 基準を満たさないカテゴリー。 |
| カテゴリー B | 規定の詳細さの不一致 | 英国基準が IASB 基準よりも詳細あるいは厳格な規定を持つカテゴリー。 |
| カテゴリー C | 規定の詳細さの不一致 | IASB 基準が英国基準よりも詳細あるいは厳格な規定を持つカテゴリー。 |

図表 4 Cairns (2003) における IASB 基準と英国基準の差異

| カテゴリーの種類 | 内 容 | 総計 40ヶ所の内訳 |
|----------|--------------------------------|------------|
| カテゴリー A | 強制規定の不一致 | 11 |
| カテゴリー B | 規定の詳細さの不一致 (英国基準が IASB 基準より厳格) | 10 |
| カテゴリー C | 規定の詳細さの不一致 (IASB 基準が英国基準より厳格) | 19 |

A は、59ヶ所、カテゴリー B は 98ヶ所、カテゴリー C は 96ヶ所であり、総計 253ヶ所の差異が発見された。差異のばらつきが大きい項目は、無形資産、企業結合、ジョイント・ベンチャー、財務報告の目的および方針、減損、セグメント報告である。

つまり、欧州で最も IASB 基準に近いと考えられてきた英国基準であっても、規定を観察した結果得られる「形式上の差異」は多かったということが判る。Cairns (2003) は、その後 2003 年半ばに、Nobes との共同研究を更新した。そして、図表 4 のような結果を得る。

両者の「形式」に着目した比較から、英国基準と IASB 基準は規定上の「形式的な」差異は大きかったものの、近年「形式的な」コンバージェンスは急速に進行した、と結論できよう。⁷⁾

以上を概略して、国際的な会計分類論者 (例えば Nobes) にせよ、Gray らの研究にせよ、差異の存在を認識した上で、その発生原因や利益測定に対する重要な影響を与える会計基準の特定に関心を寄せていたことに言及しておきたい。研究は差異の分析に焦点をあて、会計基準設定機関は差異を減少させる努力をしてきた、と言えよう。

では、差異が減少化傾向にあるならば、なぜ EU は IFRS の受入れを決定したのか。

4. IFRS の承認

(1) EU のジレンマ

Fortune Global 500 の 2005 年の順位のうち、実に 100 位までに 50 の欧州企業が名を連ねている。欧州 50 位までの国別分布によれば、企業数、売上高において、ドイツ、

⁷⁾ Aisbitt, S. and Walton, P. (2005) は、金融商品、年金、のれん、ストック・オプション、繰延税金、ヘッジ会計になお差異が残ると暫定的な結論を得ている。

英国、フランスが重要な国である。これらは、欧州のみならず、世界の巨大多国籍企業（以下、MNE）である。本節では、「IAS規則」採択に至った経緯を決定した背景を、欧州MNEを通して考える。

米国基準との調整が欧州MNEにとって深刻になった契機は、ダイムラー・ベンツがNYSE上場を計画した1993年に生じた。SECはドイツ基準で表示された利益額および持分額を米国基準に準拠して表示するよう要請した。財務諸表の差異調整表と監査報告書の調整は極めてコストのかかる作業であり、米国基準に準拠した完全な財務諸表の作成と同程度に手間がかかる作業であった、とされている。事態を深刻にしたのは、ドイツ基準と米国基準の差異の開示がもたらした投資家への影響である。

投資家の混乱を重く見た欧州MNEはEUに事態の收拾を要請した。このような場面に直面して、EUは、それまでの指令を通じた「調和化プログラム」が、EU域内という地域的制限のもとでの「調和化」の目的は達したものの、欧州のMNEのニーズ（すなわち、海外での資金調達）に十分対応していないことに気付いた。EUの会計規制が米国が要請する水準に比して、なおグローバル会計基準になるには改善の余地があること、また欧州のMNEにとってEU域内市場は小さすぎたことに気付いたのである。

つまり、EUのジレンマ（巨大化した欧州のMNEが海外資本市場を目指している。これを促進するためには、EU-GAAPの形

成を修正しなければならない。EU-GAAPの設計にこだわれば、成長性と財務的に体力的なEU企業は、EU域内に留まらなくなる）が観察できる。

当時のEUが抱える問題（EUの現地基準と米国基準の二重基準が企業に対しコストを生じさせ、また投資家を混乱させるという問題）を欧州委員会は認めている⁸⁾。そして、このときに欧州MNEが米国基準を採用する事態をリスクであると認識している点は興味深い。

しかし、『会計の調和化：国際的調和化に向けた新戦略』（1995年）は問題点を認識したのみで、公表後も、欧州企業の試行錯誤は続いていた⁹⁾。

(2) McCreedy氏の講演録：コミッショナーが語るEU戦略の分析

要するに、法的展開による会計調和化は欧州MNEの負担の軽減とグローバル資本市場に参加する投資家への対処という緊急の問題には、有効な手段ではないことが鮮明になりつつあった。この頃のEUの状況を回顧した発言がある。

「(…) EUがなぜIFRS受け入れ努力を始めるに至ったのか思い出す価値は十分にある。EU単一市場のための、何がしかのEU-GAAPの作成はもちろん可能であった。しかし、EUは会計に対してより広範で野心的なビジョンをもっている。資本はあらゆる資源のなかで最も流動性が高い。EUの資本市

⁸⁾ 欧州委員会（EC）『会計の調和化：国際的調和化に向けた新戦略』1995年、パラグラフ3.3, 4頁

⁹⁾ 潮崎（2000, pp.55-68）は、1998年から1999年のドイツ企業のUS-GAAPおよびIASの準拠方法が、二重準拠、調整表、完全準拠の状態にあり、「国際的な会計基準」の採用方針・準拠方針が多様かつ複雑であったことを例示している

場は以前よりも緊密に統合されている。グローバルな資本市場にはグローバルな会計基準が必要で、それを求めるに値する。この仕組みはより効率性、多様性を促し、資本コストを下げよう促進する。より低い資本コストは投資を促進し雇用をもたらす。つまり、真にグローバルな会計基準から得られる利益は極めて大きい。EU は、真のグローバル会計基準の発展に向けて、大きな、先見性ある転換を決定した。そしていま、ビジョンを現実に移し、実際に機能するよう働きかけているところである。(…)] (McCreevy 氏講演録「EU の財務報告戦略」, 於欧州会計士連盟 (FEE), 2005 年 12 月。)

つまり、EU における IFRS 受容に対する強い支持と、域内資本市場の形成にとって IFRS に基礎を置くグローバル会計基準が重要であることが表明されている。しかし、IFRS 受容の具体的な局面に触れて次のようにも語っている。

「(…) コンバージェンスは会計基準設定主体にとって、会計を理論的に向上させる招待状とは言い難いことを強調しておきたい。私は画期的な新しい会計基準を俎上にのせない。(…) 主たる目的は現存する会計基準の差異を減少させることであり、一連の新基準に準拠して理解しにくくなった財務諸表を作成することではない。」(出典は前掲。)

総括すると次のようになろう。元来多様な会計の考え方が許容されてきた欧州では、会社法の調和化による法的な展開が十分に達成

されたとはいえなかったが、IFRS の共通化、具体的には「IAS 規則」の採択によって域内の会計基準統合の早期解決を促した。会計領域での、IFRS 受容の便益は、IASB 基準が原則主義に依拠することによって得られる「自由と柔軟性」¹⁰⁾によってもたらされる、とも語っている。

EU による IFRS 受入れは、図表 5 のようにまとめられよう。図の下方に受入主体である EU (欧州委員会) を、上方にグローバル会計基準の設定機関である IASB-FASB を配置している。実線の矢印は IFRS 受入れの要請を、破線の矢印は IFRS の移転を示す。

5. 議論 —EU 域内に内在する未解決の問題—

EU は IAS 規則を採択し、MNE からの要求と投資家の混乱を収束させるのに成功した。域内会計規制のグローバル会計基準化が進展しつつあるように見える一方で、未解決の問題を抱えている。

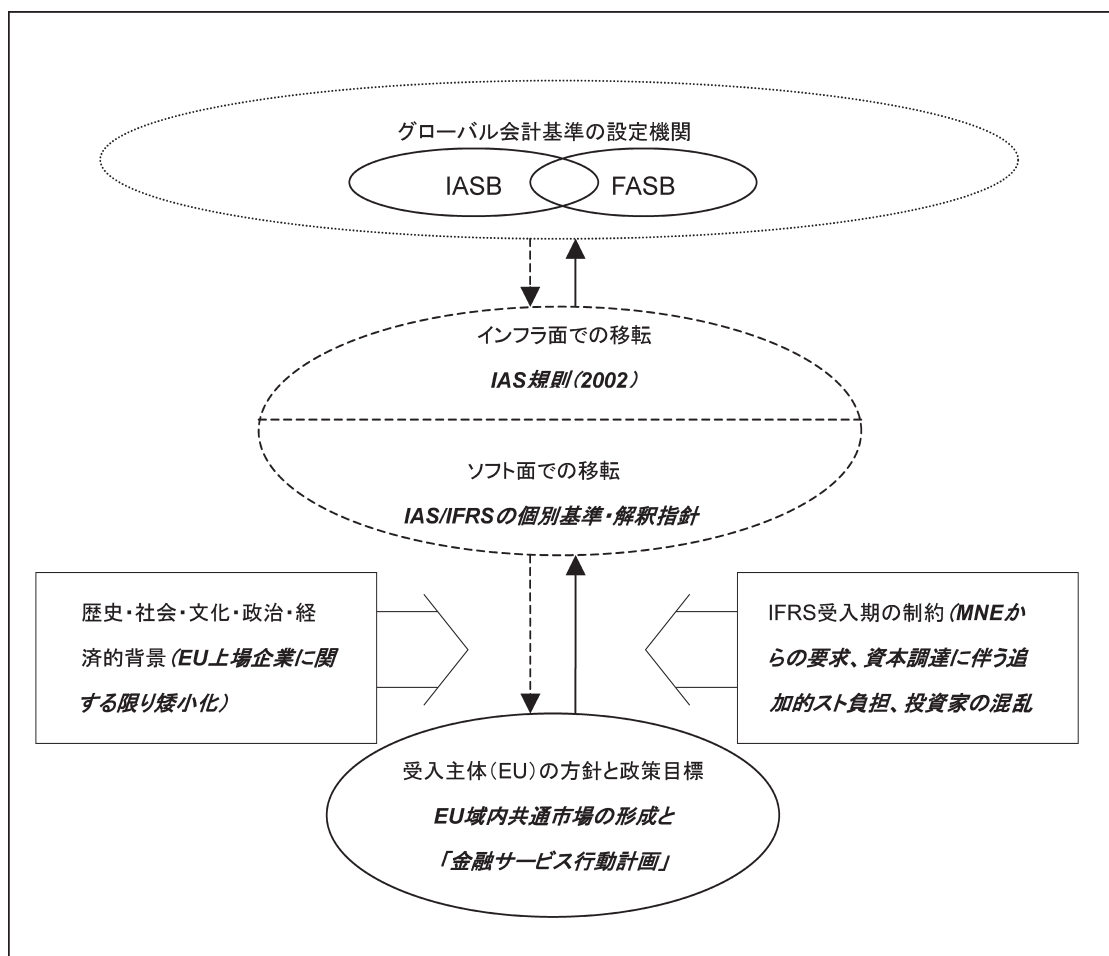
(1) 非上場企業に対する IFRS 適用と拡大 EU

グローバル規模でのコンバージェンスはシングル・スタンダードの形成を目標にしていたはずである。このとき、非上場企業への適用は未解決のまま残されていた。そして、EU は、拡大 EU になり、無視し得ない課題となった。

IASB は、2004 年 6 月に公表した討議資料「中小会社会計基準に関する予備的見解」

¹⁰⁾ IASB 基準が原則主義にもとづく限り、厳格な規則主義と比べ、欧州の会計規制に根付いてきた多様性を保証するから、と解釈される。

図表 5 IAS 規則 (2002) 受入期の EU と IASB-FASB の関係



(以下、討議資料 (2004)) を公表し、新興経済圏諸国に対する IFRS 適用問題に着手した。拡大 EU 域内の基準統合論は、まさにこうした新興経済圏諸国の会計基準の設計問題を切り離すことはできない。

現段階では、討議資料 (2004) は、会計基準作成の第一段階であり、今後どのような修正がされ、会計基準の最終提案に至るかは注視すべき事項である。

討議資料 (2004) で取り上げられた論点のなかでは、次の 2 つに注目したい。

1. 「SME のための IASB 基準書は、どのような企業への適用を意図しているのか」¹⁾
2. 「SME のための IASB 基準書を、完全版の IFRS の概念、原則および関連する強制的指針を基礎にして作成するとした場合、それらの概念や原則を SME 用に修正するための原理はどうあるべきか」

また、討議資料 (2004) では税務目的を排除しており、フランコ・ジャーマン型会計の

伝統を持つ諸国にどのように受入れられるか注視しなければならない。さらに、SME の利害関係者にとっての「一般目的」の標準は明らかではない。IASB は討議資料（2004）で、SME の財務諸表作成目的が利用者ニーズに見合うこと、財務諸表作成者の負担軽減をすること、IASB 基準書を SME のための IASB 基準書の出発点と位置付け、基準開発のフレームワークとすることを言及している。IFRS 適用範囲の更なる拡張と概念フレームワークを基準開発原理とした IFRS の再構築が進みつつあるとすれば、その EU 域内企業に対する財務報告規制にも変化が生じると考えられる。図表 6 は、資本市場・非資本市場指向型企业に類別したときの IFRS 受入れ範囲の拡張過程を示している。

(2) ルール・メーカーとしての EU の限界：総括

本稿では、主に欧州経済共同体から EU に至る 4 半世紀を、会計調和化と IFRS の受入れという観点からみてきた。欧州石炭鉄鋼共同体が発足した 1952 年から数えて、約 54 年が経過した。この間、欧州は、1990 年には、統一ドイツの達成、1992 年には、マーストリヒト条約調印（EU 発足を決定）、1999 年には単一通貨ユーロの導入（2002 年 1 月 1 日流通）を決定した。域内統一市場を形成するという、大きな目標の流れにおいて、域内にあっては EU 巨大企業の要請や 1978 年の会社法指令制定の歴史を自ら再評価し、IAS 規則制定の決断を行った。このことは

「金融サービス行動計画」達成のための最終段階にあることを示唆している。

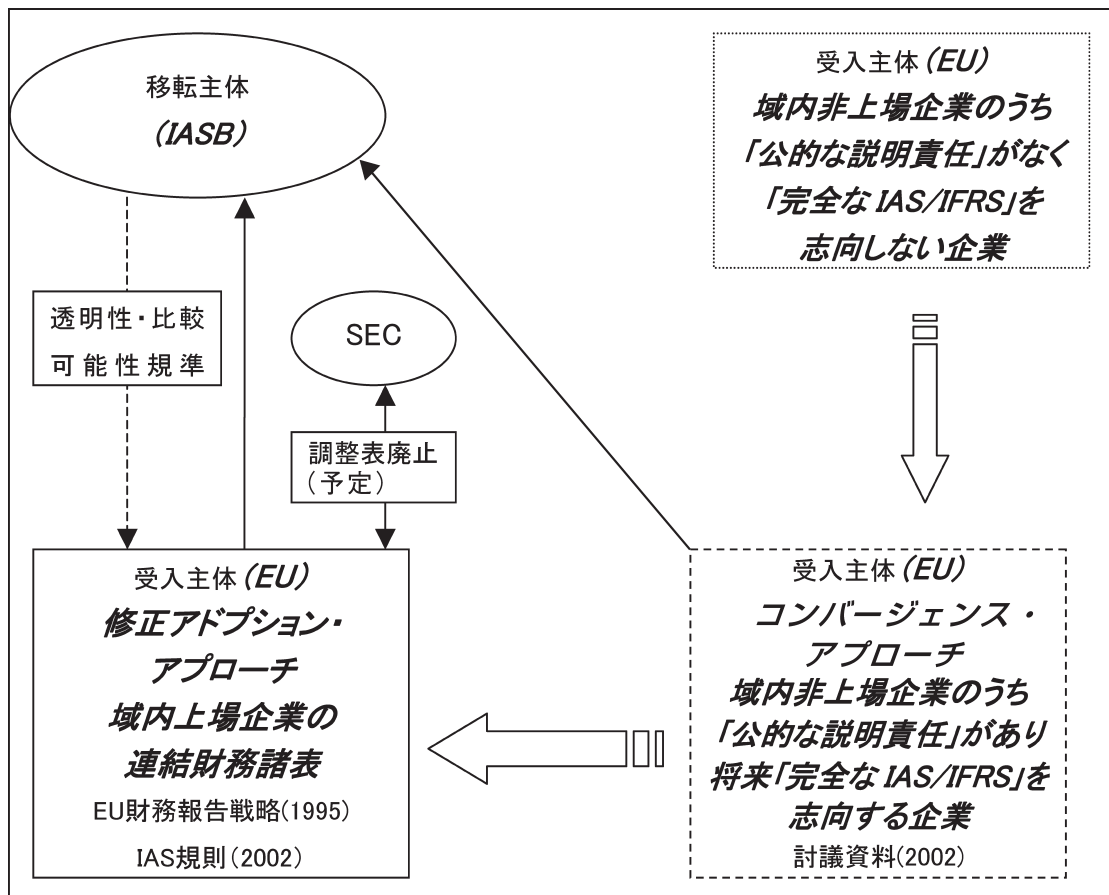
しかし同時に、EU が会計基準のルール・メーカーとして、限界をもつことを指摘せねばならない。このような推論の背景として、以下の諸点を挙げる。

- ① 域内の調和化から基準の統合化に移行する過程で、非上場企業の問題を拡大 EU によって増幅させた。EU 域内に、新興経済圏諸国を抱えたために、会計の「シングル・スタンダード」論が貫徹できない。
- ② SME に関する討議資料（2004）の適用範囲は、新興市場に上場する企業か上場準備企業であり、税務目的は排除している。
- ③ また、SME 向け会計基準の概念フレームワークや、SME 向けの認識・測定基準、とりわけ、「簡略化された」概念フレームワークや「簡略化された」認識・測定基準が構成できるのか、研究の余地を残している。

本稿では、経済連邦主義を達成しつつある EU 域内の基準統合論に焦点を当てた。理事会会社法指令に依存した会計調和化から、IAS 規則の採択によって域内資本市場形成に大きく変貌を遂げた様子が明らかになった。現在のところ、EU は、厳格な一字一句の統一化を目指すコンバージェンスは望まないようであり、現実路線を踏襲している。コンバージェンスの工程を短期的に終焉させ、長期的なコンバージェンス問題は慎重に対処する

¹¹⁾ 論点 3 は SME の定義を議論する。IASB は、いかなる企業が IASB 基準書を使用するかは各国会計規制当局および会計基準設定主体であること（討議資料（2004, p.20））、また SME のための IASB 基準書が適用される範囲の明確化は本質的な課題であることを認識している。コメントを経て IASCF は、SME の定義を「公的説明責任のない企業」としたが、公的説明責任のない企業の一般目的財務諸表とは何か明らかではなく、シングルスタンダードを適用すべき範囲は曖昧なままである。

図表6 EUの財務報告戦略とIFRS受入範囲
(SMEの会計基準が完成・受入れられると前提した場合)



ことがEUの将来方針として合意されているとすれば、「ステークホルダーのための会計」という欧州企業の伝統はSME版IFRSがターゲットとする拡大EU企業に残る可能性があり、このことがコンバージェンス・プロセスにおけるEUの立場を複雑にすると考えられる。

【参考文献】

Aisbitt, S., Walton, P. (2005) "Preparing for IFRS in the UK: FTSE 100 companies" December 2005 Draft, The Open University

Business School, UK.

Alexander, D., Nobes, C., (1994) *European Introduction to Financial Accounting*, Prentice Hall. (小津稚加子, 山口桂子訳 (1998)『欧州財務会計』白桃書房。)

Cairns, D. (2003) *The Convergence Handbook up date September 2003*, London, ICAEW.

Commission of European Communities (1995) *Communication from the Commission, Accounting Harmonization: A New Strategy vis-à-vis International Harmonization*, Brussels. COM (95) 508 final.

Commission of European Communities (2000) *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, EU*

- Financial Reporting Strategy : the way forward*, Brussels, COM (2000) 359 final.
- Commission of European Communities (2000), *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the application of international standards*, Brussels, Rev. 13.
- Commission of European Communities (2002), Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards, *Official Journal of the European Union*.
- Commission of European Communities (2003), Directive 2003/71/ EC of the European Parliament and the Council of 4 November 2003 on the prospectus to be published when securities are offered to the public or admitted to trading and amending Directive 2001/34/EC, *Official Journal of the European Union*.
- Commission of European Communities (2004), Directive 2004/109/ EC of the European Parliament and the Council of 15 December 2004 on the harmonization of transparency requirements in relation to information about issuers whose securities are admitted to trading on a regulated market and amending Directives 2001/34/EC. *Official Journal of the European Union*.
- Cowgill, A. and Cowgill A. (1996) *The Maastricht Treaty in Perspective : Consolidated Treaty on European Union*, British Management Data Foundation.
- Flower, J. (2004) *European Financial Reporting : Adapting to a Changing World*, Palgrave.
- Gray, S. (1980) "The impact of International Accounting Differences from a Security-Analysis Perspective : Some European Evidence" *Journal of Accounting Research*, Vol. 18, Spring.
- Hopwood, A. G. (ed.) (1989) *International Pressures for Accounting Change*, Prentice Hall.
- IASB (2004) Discussion Paper, *Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*, June 2004.
- IASC Foundation (2005) *Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*, presented by Paul Pacter, Slides used at European Accounting Congress, Gothenburg, Sweden, May 2005.
- Nobes, C. (1990) "EC Group Accounting : two zillion ways to do it." *Accountancy*, Vol. 106, Issue 1168.
- Nobes, C. (2005) "Rule-based standards and the lack of principles in accounting" *Paper presented at the University of Sydney Research Seminar*.
- McCreevy, C. (2005) "IFRS — No Pain, No Gain?" Official opening of FEE's new offices, Brussels, 18 October 2005.
- McCreevy, C. (2005) "EC Strategy on Financial Reporting : progress on convergence and consistency" European Federation of Accountants' (FEE) Seminar on International Financial Reporting Standards (IFRS), Brussels, 1 December 2005.
- Radebaugh, L., Gray, S., Black, E. (2006) *International Accounting and Multinational Enterprises, 6th Edition*, Wiley.
- Roy, T. (2005) "La convergence PCG/IAS jusqu' où?" *Revue française de comptabilité*, no. 378.
- Tay, J.S.W, Parker, R. H. (1990) "Measuring International Harmonization and Standardization" *ABACUS*, Vol. 26, No. 1.
- Weetman, P., Gray, S. (1991) "A Comparative International Analysis of the Impact of Accounting Principles on Profits : The USA versus the UK, Sweden and the Netherlands" *Accounting and Business Research*, Vol. 21, No. 84.
- Weetman, P., Jones, E. A. E., Adams, C. A. and Gray, S. (1998) "Profit Measurement and UK Accounting Standards : A Case of Increasing Disharmony in Relation to US GAAP and IASs" *Accounting and Business Research*, Vol. 28, No. 28.
- 川口八洲男編著 (2005) 『会計制度の統合戦略—EU とドイツの会計現代化—』森山書店。
- 粥川和枝著 (2004) 『国際財務報告—IFRS の受入れに向けて』創世社。

- 企業会計審議会企画調整部会（2006）『会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）』。
- 倉田幸路（2001）「会計基準の国際的調和の動向とEUの会計戦略」『立教経済学研究』第54巻第4号。
- 潮崎智美（2000）「ドイツ企業による会計基準採用・準拠政策の実態」『経済論究』（九州大学大学院）第107号。
- 辻山栄子（2006）「会計基準のコンバージェンス」『企業会計』第58巻，第10号。
- 徳賀芳弘（2005）「EUの国際会計戦略—インターナショナルアカウンティングへの再挑戦と「同等性評価」問題」『国際会計研究学会年報2005年度』。
- 日本会計研究学会課題研究委員会報告（2003）『中小会社会計基準に関する基本研究—特に，英国の小会社会計基準（FRSSE）を巡って』。
- 藤井則彦編著（2003）『中東欧諸国の会計と国際会計基準』同文館出版。
- 万代勝信（1995）「EC会社法指令の計算構造的フレームワーク—第四指令の会計規定を中心にして」『会計』。
- 拙稿（2003）「会計技術移転論から見た国際会計基準への統一化」『国際会計研究学会年報2003年度』。
- 拙稿（2006）「新興経済圏諸国の会計基準設計とIASB討議資料の基本論点」『経済学研究』九州大学経済学会，第73巻，第2・3号。
- 拙稿（2007）「EUにおける会計基準統合プロセス」『企業会計』第59巻，第1号。